

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月14日

**【四半期会計期間】** 第167期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

**【会社名】** 北海道瓦斯株式会社

**【英訳名】** HOKKAIDO GAS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大槻 博

**【本店の所在の場所】** 札幌市中央区大通西7丁目3番地1

**【電話番号】** 011-207-7250(直通)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 常務執行役員 経理部担当 経理部長 堤 信之

**【最寄りの連絡場所】** 札幌市中央区大通西7丁目3番地1

**【電話番号】** 011-207-7250(直通)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 常務執行役員 経理部担当 経理部長 堤 信之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第166期 第2四半期連結 累計期間	第167期 第2四半期連結 累計期間	第166期
会計期間		自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日
売上高	(千円)	30,926,592	34,818,133	77,294,223
経常利益	(千円)	934,168	1,510,216	4,074,840
四半期(当期)純利益	(千円)	870,432	816,318	1,690,739
四半期包括利益 又は包括利益	(千円)	745,246	880,736	1,924,735
純資産額	(千円)	33,492,336	34,952,972	34,391,421
総資産額	(千円)	114,503,020	121,310,373	118,860,959
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	12.55	11.77	24.37
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		11.66	
自己資本比率	(%)	26.6	26.3	26.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,813,554	5,026,245	12,065,137
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	6,608,093	6,216,293	12,853,716
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,755,897	952,294	981,665
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	559,970	843,126	791,698

回次		第166期 第2四半期連結 会計期間	第167期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 7月1日 至 平成24年 9月30日
1株当たり四半期 純損失金額	(円)	4.22	6.50

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第166期第2四半期連結累計期間及び第166期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（工事及び器具）

重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より北ガスフレアスト東(株)、北ガスフレアスト南(株)を連結子会社にしております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当社グループは、安全高度化計画の推進による保安の強化及びガスの販売拡大を中心として各事業分野において積極的な営業活動に取り組んでまいりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は、都市ガス売上高の増加、工事及び器具販売収益の増加、LNG販売収益の増加等により、前第2四半期連結累計期間に比べ12.6%増の34,818百万円となりました。

一方、費用の面においては、引き続き経営全般にわたる合理化、効率化に努めました結果、経常利益は同61.7%増の1,510百万円となり、四半期純利益は投資有価証券評価損を特別損失に計上した影響等により、同6.2%減の816百万円となりました。

なお、当社グループの連結業績は、冬季から春先にかけてガス及びLPG販売の需要が大きく、多くの売上が計上されるという季節的変動があります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ガス

都市ガス販売量は、家庭用につきましては、前第2四半期連結累計期間に比べ0.1%減の48百万 $m^3$ となりました。業務用につきましては商業用の減少等により、同1.6%減の136百万 $m^3$ となり、他事業者向け供給を含めました総販売量は同1.2%減の186百万 $m^3$ となりました。売上高は、原料費調整による売上単価増、LNG販売収益の増加等により、同13.0%増の23,748百万円となりました。

セグメント利益は同30.2%増の2,985百万円となりました。

#### LPG

売上高は、LPG販売量の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ0.1%減の3,157百万円となりました。

セグメント利益は原料費の増加等により同0.7%減の176百万円となりました。

#### その他エネルギー

気温影響等による石油事業、熱供給事業の販売量が減少した影響等により、売上高は、前第2四半期連結累計期間に比べ3.2%減の2,874百万円となりました。

セグメント利益は同308.6%増の30百万円となりました。

## 工事及び器具

売上高は、分譲マンション、業務用大型物件の新設件数の増加等により、前第2四半期連結累計期間に比べ17.0%増の5,317百万円となりました。

セグメント損失は40百万円となりました。

## その他

売上高は、外部顧客への売上高が増加したものの、セグメント間の内部売上高等が減少した影響等により、前第2四半期連結累計期間に比べ22.9%減の1,930百万円となりました。

セグメント損失は9百万円となりました。

- (注) 1 本書面では、ガス量はすべて1m<sup>3</sup>当たり46.04655メガジュール(11,000キロカロリー)で表示しております。  
2 消費税等については税抜方式を採用しております。

## (2) 財政状態の分析

### (有形固定資産)

有形固定資産に関しては、経年ガス導管の入替投資等の新規投資額が減価償却費を上回り、前連結会計年度末に比べて5,163百万円増加し100,157百万円となりました。

### (無形固定資産並びに投資その他の資産)

無形固定資産に関しては、減価償却費がソフトウェアの新規投資額をやや上回り、前連結会計年度末に比べ82百万円減少し1,999百万円となりました。また、投資その他の資産に関しては、投資有価証券の減少等により、前連結会計年度末に比べ275百万円減少し8,050百万円となりました。

### (流動資産)

流動資産は、受取手形及び売掛金の減少等により、前連結会計年度末に比べ2,185百万円減少し10,762百万円となりました。

### (繰延資産)

主に、都市ガス事業の天然ガス転換に係る費用を繰り延べ計上している繰延資産は、償却が進んだことにより、前連結会計年度末に比べ170百万円減少し340百万円となりました。

### (負債)

固定負債は、転換社債型新株予約権付社債の発行等により、前連結会計年度末に比べ2,981百万円増加し57,462百万円となり、流動負債は、1年以内に期限到来の固定負債が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ1,093百万円減少し、28,895百万円となりました。

### (純資産)

純資産合計は、利益剰余金が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ561百万円増加し、34,952百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前第2四半期連結累計期間末に比べ283百万円増加し、843百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増減額の増加、仕入債務の増減額の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ1,212百万円増加し、5,026百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、子会社株式の取得による支出の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ支出額が391百万円減少し、6,216百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ1,803百万円減少し、952百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は87百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結の範囲の変更に伴い、工事及び器具関連の従業員数が、前連結会計年度末に比べ192名増加しております。

なお、従業員数は、就業人員数（臨時従業員を除く）であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,869,637	69,869,637	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	69,869,637	69,869,637		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した無担保転換社債型新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成24年9月5日
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,083,969 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり262 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年11月1日から平成29年9月21日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 262 資本組入額 131 (注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

- (注) 1 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、(注)5において、「転換価額」は、承継新株予約権の

行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初金262円とする。ただし、転換価額は(注)2(1)～(6)に定めるところにより修正または調整されることがある。

(1) 転換価額の下方向修正

当社は、平成26年10月1日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日の当該終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた金額をいう。)が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

(注)2(1)の規定にかかわらず、(注)2(1)により修正された転換価額が、当初の転換価額の90%を下回る場合には、当該90%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに(注)2(2)～(6)に定めるところにより調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。

(注)2(1)またはにより修正された転換価額は、平成26年11月1日(以下この日を本注において「効力発生日」という。)以降、これを適用する。

決定日の翌日から効力発生日までの間に、(注)2(2)～(6)に定めるところによる調整後の転換価額が適用されることとなる場合には、(注)2(1)またはによる修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、(注)2(3)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (3) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(注)2(5)に定義する、以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする、以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

上記～にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。



$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (4) この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
 当社は、本新株予約権付社債の発行後、(注)2(4)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、平成29年9月21日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が30,528円(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。  
 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、(注)2(3)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に(注)2(2)または(注)2(6)に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (6) (注)2(2)～(5)に定めるところにより転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(注)2(6)のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)
  - (2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日
  - (3) 振替機関が必要であると認めた日
  - (4) (注)7～9に定めるところにより平成29年9月21日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還

に係る元金が支払われる日の前営業日以降

- (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
  - (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- (1) 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、(注)7に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、(注)5(2)に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
  - (2) 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
    - 承継新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
    - 承継新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
    - 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法  
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
    - 承継新株予約権付社債の転換価額  
承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、(注)2(1)~(6)に準じた修正または調整を行う。
    - 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
    - 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日(当社が(注)3(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から[新株予約権等の状況]欄に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
    - 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
    - その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
    - 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めない。
- 6 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。
- (1) 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数であるため、(注)2(1)(転換価額の下方向修正)に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は増加する。
  - (2) 転換価額の修正基準

本新株予約権付社債の転換価額は、平成26年10月1日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日の当該終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた金額をいう。)が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、平成26年11月1日以降、上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正される。

- (3) 転換価額の修正の頻度  
1回(平成26年11月1日に修正されることがある。)
- (4) 転換価額等の下限等  
(注)2(1)(転換価額の下修正)に従い修正される転換価額の下限は、決定日に有効な転換価額の90%に相当する金額である。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数に上限の定めはないが、当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数となる。
- (5) 繰上償還条項等  
本新株予約権付社債は、下記(注)7～9に従い、繰上償還されることがある。なお、取得条項は付されていない。

7 組織再編行為による繰上償還

- (1) 組織再編行為((注)7(5)に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等((注)7(6)に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(注)7(2)～(4)に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。
- (2) 組織再編行為償還金額は、参照パリティ((注)7(3)に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ								
	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成24年9月25日	97.51	99.44	103.13	110.03	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成25年10月1日	98.61	100.58	104.01	110.25	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成26年10月1日	99.36	102.18	103.91	110.02	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成27年10月1日	98.61	99.93	103.21	110.03	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成28年10月1日	99.15	100.07	103.08	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成29年9月22日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

- (3) 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額((注)2に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において(注)2(1)～(4)または(注)2(6)に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。(注)7(3)及び(注)8(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- (4) 参照パリティまたは償還日が(注)7(2)の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

参照パリティが(注)7(2)の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が(注)7(2)の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する(注)7(2)の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

参照パリティが(注)7(2)の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

参照パリティが(注)7(2)の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の160%を上限とし、(注)7(2)の表及び上記～の方法に従って算出された値が160%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の160%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、(注)7(2)の表及び上記～の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

- (5) 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。
- (6) 「承継会社等」とは、次の～に定める株式会社を総称していう。
- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) | 吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社 |
| 吸収分割                   | 吸収分割承継株式会社              |
| 新設分割                   | 新設分割設立株式会社              |
| 株式交換                   | 株式交換完全親株式会社             |
| 株式移転                   | 株式移転設立完全親株式会社           |
- 上記～以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社
- (7) 当社は、(注)7(1)に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- 8 上場廃止等による繰上償還
- (1) (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(注)8(2)に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- (2) 上場廃止等償還金額は、(注)7記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において(注)2(1)～(4)または(注)2(6)に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

- (3) (注) 8 (1)にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、(注) 8 (1)の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- (4) (注) 7に定める繰上償還事由及び(注) 8 (1)または(注) 8 (3)に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は(注) 7に従って償還されるものとする。ただし、(注) 7に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に(注) 8 (1)または(注) 8 (3)に基づく公告が行われたときは、本社債は本注に従って償還されるものとする。
- (5) 当社は、(注) 8 (1)または(注) 8 (3)に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- 9 120%コールオプション条項
- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成26年12月1日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下本注において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本注において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、(注) 2 (3) の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、(注) 2 (2)に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。
- (2) (注) 7または(注) 8 (1)もしくは(注) 8 (3)に定める繰上償還事由及び(注) 9 (1)に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は(注) 7または(注) 8 に従って償還されるものとする。ただし、(注) 7または(注) 8 (1)もしくは(注) 8 (3)に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に(注) 9 (1)に基づく公告が行われたときは、本社債は本注に従って償還されるものとする。
- (3) 当社は、(注) 9 (1)に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- 10 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項なし
- 11 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項なし
- 12 株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項なし
- 13 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決め  
該当事項なし
- 14 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	69,869,637	-	5,039,330	-	2,799,095

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成24年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,310	7.60
東京瓦斯株式会社	東京都港区海岸1丁目5-20	4,274	6.11
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	3,460	4.95
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	3,429	4.90
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	3,427	4.90
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者資産 管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,629	3.76
北海道信用農業協同組合連合会	札幌市中央区北四条西1丁目1番地	2,475	3.54
札幌市	札幌市中央区北一条西2丁目	2,244	3.21
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,572	2.24
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	1,450	2.07
計		30,273	43.32

(注) 1 みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数2,629千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社みずほ銀行が留保しております。

2 株式会社みずほ銀行より平成20年4月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年3月31日現在で同社を含む3社が、共同保有として以下の株式を実質保有している旨の報告を受けておりますが、平成24年9月30日現在における各社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

株式会社みずほ銀行 2,630 (千株)  
みずほ信託銀行株式会社 363  
みずほ投信投資顧問株式会社 34

3 日興シティーホールディングス株式会社より平成21年8月26日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成19年9月14日現在で日興アセットマネジメント株式会社を含む3社が、共同保有として以下の株式を実質保有している旨の報告を受けておりますが、平成24年9月30日現在における各社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

日興アセットマネジメント株式会社 2,302 (千株)  
日興シティグループ証券株式会社 33  
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド 123

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 501,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,695,000	68,695	
単元未満株式	普通株式 673,637		
発行済株式総数	69,869,637		
総株主の議決権		68,695	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式661株及び証券保管振替機構名義の株式400株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 北海道瓦斯株式会社	札幌市中央区大通 西7丁目3番地1	501,000	0	501,000	0.71
計		501,000	0	501,000	0.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
製造設備	2,851,468	2,592,785
供給設備	47,988,287	47,076,298
業務設備	8,251,368	8,649,723
その他の設備	16,731,123	16,092,568
建設仮勘定	19,171,733	25,745,812
有形固定資産合計	94,993,981	100,157,187
無形固定資産		
のれん	-	40,727
その他	2,082,308	1,959,194
無形固定資産合計	2,082,308	1,999,921
投資その他の資産		
投資有価証券	3,404,022	3,228,543
繰延税金資産	1,330,567	1,281,856
その他	3,677,579	3,604,018
貸倒引当金	87,057	64,360
投資その他の資産合計	8,325,111	8,050,058
固定資産合計	105,401,401	110,207,167
流動資産		
現金及び預金	791,698	981,238
受取手形及び売掛金	2 9,097,186	2 6,320,271
商品及び製品	459,136	550,023
原材料及び貯蔵品	496,934	615,923
繰延税金資産	660,898	714,542
その他	1,748,487	1,888,216
貸倒引当金	306,079	307,812
流動資産合計	12,948,262	10,762,404
繰延資産		
開発費	511,295	340,801
繰延資産合計	511,295	340,801
資産合計	118,860,959	121,310,373

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>固定負債</b>		
社債	24,000,000	24,000,000
転換社債型新株予約権付社債	-	5,000,000
長期借入金	24,382,214	22,496,137
再評価に係る繰延税金負債	1,108,271	1,108,271
退職給付引当金	3,255,144	3,271,850
ガスホルダー修繕引当金	141,988	160,744
保安対策引当金	645,820	464,942
熱供給事業設備修繕引当金	201,946	250,672
その他	745,197	709,457
固定負債合計	54,480,582	57,462,074
<b>流動負債</b>		
1年以内に期限到来の固定負債	11,018,368	4,946,302
支払手形及び買掛金	5,149,008	3,329,267
短期借入金	1,318,887	4,080,505
コマーシャル・ペーパー	2,000,000	4,000,000
関係会社整理損失引当金	177,100	18,624
その他	10,325,590	12,520,626
流動負債合計	29,988,955	28,895,326
負債合計	84,469,538	86,357,401
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	5,039,330	5,039,330
資本剰余金	2,799,095	2,799,095
利益剰余金	22,199,955	22,735,853
自己株式	135,514	136,149
株主資本合計	29,902,867	30,438,130
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	489,485	571,690
繰延ヘッジ損益	2,643	96
土地再評価差額金	836,527	839,410
その他の包括利益累計額合計	1,328,657	1,411,004
少数株主持分	3,159,896	3,103,837
純資産合計	34,391,421	34,952,972
負債純資産合計	118,860,959	121,310,373

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	30,926,592	34,818,133
売上原価	14,728,888	18,235,687
売上総利益	16,197,703	16,582,446
供給販売費及び一般管理費		
供給販売費	13,211,432	12,716,434
一般管理費	1,671,314	1,872,562
供給販売費及び一般管理費合計	14,882,746	14,588,997
営業利益	1,314,956	1,993,448
営業外収益		
受取利息	3,696	8,330
受取配当金	31,292	31,145
受取賃貸料	79,448	60,289
その他	162,336	142,033
営業外収益合計	276,773	241,799
営業外費用		
支払利息	441,022	389,727
出向社員費用	123,303	175,453
その他	93,235	159,851
営業外費用合計	657,561	725,031
経常利益	934,168	1,510,216
特別利益		
退職給付制度改定益	349,051	-
特別利益合計	349,051	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	184,229
特別損失合計	-	184,229
税金等調整前四半期純利益	1,283,220	1,325,986
法人税、住民税及び事業税	418,864	499,614
法人税等調整額	12,192	25,035
法人税等合計	431,057	524,649
少数株主損益調整前四半期純利益	852,162	801,336
少数株主損失( )	18,269	14,981
四半期純利益	870,432	816,318

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	852,162	801,336
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	96,217	81,938
繰延ヘッジ損益	10,125	2,740
持分法適用会社に対する持分相当額	573	200
その他の包括利益合計	106,916	79,399
四半期包括利益	745,246	880,736
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	763,516	895,783
少数株主に係る四半期包括利益	18,269	15,046

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,283,220	1,325,986
減価償却費	4,859,998	4,900,219
繰延資産償却額	207,835	170,493
投資有価証券評価損益(は益)	1,800	184,229
保安対策引当金の増減額(は減少)	239,991	180,878
環境整備引当金の増減額(は減少)	88,429	-
関係会社整理損失引当金の増減額(は減少)	80,304	158,475
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,424	16,705
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,631	134,430
受取利息及び受取配当金	34,989	39,475
支払利息	441,022	389,727
売上債権の増減額(は増加)	2,089,765	2,826,478
たな卸資産の増減額(は増加)	853,844	548,189
仕入債務の増減額(は減少)	3,841,257	2,908,347
未払消費税等の増減額(は減少)	94,275	308,323
その他	403,434	350,048
小計	4,216,480	6,154,629
利息及び配当金の受取額	34,989	39,714
利息の支払額	439,480	424,644
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,565	743,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,813,554	5,026,245
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額(は増加)	-	30,676
有形固定資産の取得による支出	5,860,256	5,688,601
有形固定資産の売却による収入	21,781	77,012
無形固定資産の取得による支出	196,992	246,549
無形固定資産の売却による収入	-	408
投資有価証券の売却による収入	12,020	40
子会社株式の取得による支出	300,000	66,567
長期前払費用の取得による支出	93,406	151,887
短期貸付金の純増減額(は増加)	215,000	132,000
その他	23,760	22,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,608,093	6,216,293

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,114,140	2,391,617
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	-	2,000,000
長期借入れによる収入	800,000	500,000
長期借入金の返済による支出	3,828,813	3,480,137
社債の発行による収入	9,949,353	-
社債の償還による支出	5,000,000	5,000,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	4,858,779
配当金の支払額	242,851	277,391
その他	35,931	40,573
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,755,897</b>	<b>952,294</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	38,641	237,754
現金及び現金同等物の期首残高	598,612	791,698
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	289,182
現金及び現金同等物の四半期末残高	559,970	843,126

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、従来持分法適用非連結子会社であった北ガスフレアスト東株式会社、北ガスフレアスト南株式会社は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

## 1 保証債務

当社及び連結子会社北ガスジェネックス㈱は、従業員の金融機関からの住宅資金借入に対し連帯保証を行っており、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
20,329千円	18,043千円

- 2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	700千円	680千円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
供給販売費		
退職給付引当金引当額	303,440千円	312,416千円
ガスホルダー修繕引当金引当額	18,926千円	16,117千円
貸倒引当金引当額	6,909千円	26,363千円
減価償却費	4,036,254千円	4,148,957千円
一般管理費		
退職給付引当金引当額	47,829千円	72,280千円

## 2 売上高の季節的変動

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社グループは、事業の性質上、連結会計年度の第1四半期及び第2四半期と第3四半期及び期末の売上高及び、営業費用に著しい季節的変動があります。

その主な要因は、都市ガス事業等の第3四半期及び期末における暖房用ガスの需要増等、寒冷地の地域特性によるものであります。



(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金	559,970千円	981,238千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	138,111千円
現金及び現金同等物	559,970千円	843,126千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	242,850	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月7日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	277,526	4	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	277,482	4	平成24年3月31日	平成24年6月6日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	277,471	4	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	ガス	LPG	その他エ ネルギー	工事及び 器具	計				
売上高									
外部顧客への売上高	20,050,471	3,158,649	2,936,840	3,228,997	29,374,958	1,551,633	30,926,592		30,926,592
セグメント間の 内部売上高又は振替高	973,275	642	32,058	1,316,658	2,322,634	951,377	3,274,012	3,274,012	
計	21,023,747	3,159,291	2,968,898	4,545,655	31,697,593	2,503,011	34,200,604	3,274,012	30,926,592
セグメント利益	2,293,328	177,873	7,414	25,658	2,504,275	34,696	2,538,972	1,224,015	1,314,956

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、照明機器等販売、不動産、及び保険代理業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,224,015千円には、セグメント間取引消去43,244千円、持分法による投資損益20,424千円、及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,287,684千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	ガス	LPG	その他エ ネルギー	工事及び 器具	計				
売上高									
外部顧客への売上高	22,725,711	3,157,217	2,841,796	4,346,296	33,071,020	1,747,111	34,818,133		34,818,133
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,022,546	10	33,097	970,942	2,026,597	183,739	2,210,336	2,210,336	
計	23,748,258	3,157,228	2,874,893	5,317,239	35,097,620	1,930,850	37,028,470	2,210,336	34,818,133
セグメント利益又は損失 ( )	2,985,658	176,600	30,295	40,084	3,152,470	9,139	3,143,330	1,149,881	1,993,448

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、照明機器等販売、不動産、及び保険代理業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,149,881千円には、セグメント間取引消去102,696千円、持分法による投資損益8,540千円、及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,244,037千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた当社の検針出納受託に係る事業を「ガス」へ変更しております。また、従来「工事及び器具」に含まれていた当社、及び北ガスジェネックス㈱の固定資産に係る管工事業を「ガス」、及び「LPG」に変更しております。

この変更は、その事業の性質を見直した結果、明瞭性を考慮し、セグメントの変更を行ったものであります。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報を当第2四半期連結累計期間の区分方法により作成すること、及び当第2四半期連結累計期間のセグメント情報を前第2四半期連結累計期間の区分方法により作成することは実務上困難であるため記載しておりません。当第2四半期連結累計期間の区分方法により前第2四半期連結累計期間のセグメント情報を作成した場合、外部顧客への売上高は変更ありません。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12.55円	11.77円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	870,432	816,318
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	870,432	816,318
普通株式の期中平均株式数(株)	69,382,783	69,368,279
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	11.66円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	81
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(-)	(81)
普通株式増加数(株)	-	625,704
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は平成24年9月27日開催の取締役会において、当社の非連結子会社である北海道LNG株式会社の増資引受を決議し、平成24年10月30日に払込を完了しております。

(1) 増資の目的

石狩LNG基地設備取得にかかる資金調達。

(2) 子会社増資の内容

発行株式数	普通株式	34,000株
発行価額	1株につき	50,000円
資本組入額		1,700,000千円
割当先	当社分	22,000株
割当日		平成24年10月30日

(3) 子会社の概要

商号	北海道LNG株式会社
事業内容	石狩LNG基地の所有・賃貸 他
所在地	北海道札幌市中央区大通西10丁目
設立年月日	平成23年6月29日
資本金	300,000千円(増資後2,000,000千円)
当社出資比率	70%

2 【その他】

平成24年10月30日開催の取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	277,471千円
1株当たりの金額	4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成24年12月3日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

北海道瓦斯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 南 成 人 印

業務執行社員 公認会計士 新 島 敏 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北海道瓦斯株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北海道瓦斯株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。